

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画

法人名	特定非営利活動法人 どんぐりの家	サービス	介護保険サービス 障害福祉サービス
代表者	石川 志穂子	管理者	星 聖子（介護保険） 清水由美子（障害福祉）
所在地	宮城県 登米市	電話番号	0220-58-4243

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画

特定非営利活動法人
どんぐりの家

第 I 章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が事業所内で発生した場合においても、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

（1）利用者の安全確保

- ・利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める

（2）サービスの継続

- ・利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する

（3）職員の安全確保

- ・職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める

3 主管部門

本計画の策定は、管理者とする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生時の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する

1 対応主体

感染症対策会議の統括のもと、職員が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

(1) 体制構築・整備（様式1参照）

1. 全体を統括する責任者・代行者を選定、担当者を決定する
 - ・ 感染症対策会議委員長
 - ・ 感染症対策会議副委員長
 - ・ 感染症対策会議委員

(2) 感染防止に向けた取組の実施

1. 基本的な感染対策の徹底について
 - ・ 職員、利用者のマスク対応の徹底
 - ・ 施設での手洗い、消毒の徹底
 - ・ 定期的な職場の換気
2. 職員、利用者の体調管理
 - ・ 職員の体調報告の徹底
 - ・ 利用者の体調管理は、バイタル記録にて管理
3. 施設内出入り者の記録管理
 - ・ 利用者及び家族以外の来客の状態を記録（関係様式8を参照）
4. 職員緊急連絡網
 - ・ 従業員名簿を参照
5. 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の収集
 - ・ 厚労省「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

(3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保

1. 保管先・在庫量の確認、備蓄（関係様式：様式6）

(4) 研修・訓練の実施

1. 感染対策のための研修・訓練を年（1回）実施する
2. 管理者会議メンバーは業務継続計画に関する研修を実施し、他職員に指導する

(5) BCPの検証・見直し

1. 最新の動向や訓練等で洗い出された課題をBCPに反映する

第三章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく

1 対応主体

感染症対策会議の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	感染対策委員長	感染対策副委員長
医療機関、受診・相談センターへの連絡	感染対策委員長	感染対策委員（介護）
利用者・家族等への情報提供	感染対策委員長	感染対策委員
感染拡大防止対策に関する統括	感染対策委員長	感染対策副委員長

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

(1) 第一報

(1) 管理者へ報告

- ・感染疑い者が発生した場合は、速やかに管理者等へ報告する

(2) 施設内での情報共有

- ・状況について施設内で共有する。
- ・他利用者・職員に体調不良者がいないか確認

(3) 居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）への連絡

- ・当該利用者を担当するケアマネージャーへ情報提供する
- ・利用者支援の観点で必要な対応がとられるよう努める

(4) 家族への報告・連絡

- ・状況について当該家族へ報告する（状態や症状の経過）
- ・利用機関への受診・検査等の結果連絡、今後の予定について共有するよう心掛ける

(2) 感染疑い者への対応

(1) 利用者の利用休止

(2) 利用者の医療機関への受診

(3) 消毒・清掃等の実施

(1) 場所（共用スペース等）、方法の確認

- ・当該利用者の使用した共有スペース等の消毒・清掃を行う
- ・手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する
- ・トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する

第IV章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく

1 対応主体

以下に役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	感染対策委員長	感染対策副委員長
関係者への情報共有	感染対策委員長	感染対策委員
再開基準検討	感染対策委員長	感染対策副委員長

2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

- (1) 都道府県、保健所等との調整
 - ・保健所からの休業要請があればそれに従う
 - ・感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況に応じて休業期間を検討する
- (2) 居宅介護支援事業所との調整
 - ・業務停止日と業務再開日、休業中の対応について情報提供する
- (3) 利用者・家族への説明
 - ・管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する
 - ・業務停止期間における施設窓口等を明示する
- (4) 再開基準の明確化
 - ・保健所からの休業要請の場合は、再開基準も併せて確認する
 - ・停止期間中の施設内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態により、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する
 - ・業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する

第V章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく

1 対応主体

以下に役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	感染対策委員長	感染対策副委員長
関係者への情報共有	感染対策副委員長	感染対策委員
感染拡大防止対策に関する統括	感染対策委員（介護）	感染対策委員（看護）
勤務体制・労働状況	感染対策委員長	感染対策副委員長
情報発信	感染対策委員長	感染対策委員

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

(1) 保健所との連携

- ・感染者が発生した場合、保健所の指示に従い濃厚接触者の特定への協力する
- ・感染対策の指示を仰ぎ実施する

(2) 濃厚接触者への対応

- ・濃厚接触の疑いがある利用者・職員がいる場合は、体調を確認の上、検査を実施する
- ・場合によって自宅待機を検討する

(3) 防護具、消毒液等の確保

- ・Ⅱ章－2－（3）により、在庫量を確認しておく
- ・感染拡大により、備蓄品の確保が困難になる可能性があるため、確保に留意する

(4) 情報共有

- ・施設内で正確な情報共有をする
- ・利用者・家族へ正確な情報提供を行う
- ・ケアマネージャー及び他のサービス事業者への正確な情報提供を行う
- ・必要に応じて自治体、関係機関等への正確な情報提供を行う

(5) 過重労働・メンタルヘルス対応

(1) 労務管理・長時間労働対応

- ・職員の感染状況に応じて勤務可能な職員をリストアップし、勤務を調整する
- ・勤務可能な職員の中で休日や一部の職員への業務過多のような偏った勤務とならないようにする

(2) コミュニケーション

- ・日頃の声かけやコミュニケーションを大切にし、心の不調者が出ないようにする

(3) 相談窓口

- ・職員が気軽に相談できる雰囲気をつくれる環境にする
- ・相談後の対応については、担当者が代表理事と相談し、管理者会議、理事会等で検討する

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和5年10月12日	作成

<様式一覧>

※「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」別添Excelシート参照

NO	様式名
様式1	推進体制の構成メンバー
様式2	施設・事業所外連絡リスト
様式3	職員、入所者・利用者 体温・体調チェックリスト
様式4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式5	（部署ごと）職員緊急連絡網
様式6	備蓄品リスト
様式7	業務分類（優先業務の選定）
（参考）様式8	来所立ち入り時体温チェックリスト

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

○令和2年4月7日付事務連絡（同年10月15日付一部改正）
社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○令和2年6月30日付事務連絡
高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000645119.pdf>

○令和2年7月31日付事務連絡
（別添）高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検実施要領
<https://www.mhlw.go.jp/content/000657094.pdf>

○令和2年9月30日付事務連絡
高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検について（その2）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>

○令和2年10月1日付事務連絡
介護現場における感染対策の手引き（第1版）等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000678650.pdf>

○（各事業所で必要なものを記載）